令和元年度

川崎市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

川崎市長 福 田 紀 彦 様

章 二 寺 畄 川崎市監査委員 植 京 子 村 同 嘉夫 嶋 崎 同 和明 沼 沢 同

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見 の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び 第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度川崎市 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる 事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提 出します。

] 次

令和元年度 川崎市健全化判断比率審査意見

第 1	番鱼の対象	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		7
第2	審査の期間						7
第3	審査の方法						7
第4	審査の着眼点						7
第5	審査の結果						7
健全	と化判断比率の特別	犬況					8
1	実質赤字比率]	11
2	連結実質赤字片	北率]	12
3	実質公債費比率	嵙]	14
4	将来負担比率]	16
5	むすび]	[6
	令和:	元年度 川崎	市資金不足	比率審査意見	ļ		
第1	審査の対象						21
第2	審査の期間						21
第3	審査の方法						21
第4	審査の着眼点						21
第5	審査の結果						21
資金	金不足比率の状況	兄 ·····					22
1	地方公営企業活	去適用企業				2	23
(1)病院事業会記	}				2	23
(2	2) 下水道事業会	会計				2	23
\mathbb{E}	3) 水道事業会記	計				2	24
(4	1) 工業用水道	事業会計 …					24
(5	5) 自動車運送	事業会計 …					25
2	地方公営企業沿	去非適用企業	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				26
(1)卸売市場事業						26
(2	2) 港湾整備事業						26

(3	3)	生田緑:	地ゴルフ	易事業特別	引会計	 	 	 27
3	打	すび				 	 	 2

- 注 1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。なお、各表中の金額はそれぞれ算定の過程において端数調整が行われている。
 - 2 増減率は表示単位未満を四捨五入してある。
 - 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
 - 「一」・・・・・・・・・・皆無又は該当数値なし
 - 「0」、「0.0」・・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの
 - 「…」・・・・・・・・・・算出不能、無関係、不明、1,000%以上の増減率など
 - 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。
 - 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)の定めるところによる。

令和元年度川崎市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)

上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年6月1日から同年8月5日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類と 決算書類、地方財政状況調査表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長か ら説明を聴取するなどにより実施した。また、各比率について年度間比較により推 移を把握し分析した。

第4 審査の着眼点

- 1 実質赤字比率
- (1) 繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額は適正に算定されているか。
- (2)標準財政規模は適正に算定されているか。
- 2 連結実質赤字比率

実質赤字合計額、資金不足額合計額、実質黒字合計額及び資金剰余額合計額は 適正に算定されているか。

3 実質公債費比率

地方債の元利償還金、準元利償還金、特定財源及び地方債の元利償還金・準元利 償還金に係る基準財政需要額算入額は適正に算定されているか。

4 将来負担比率

将来負担額、充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額は適正に算定されているか。

第5 審査の結果

川崎市監査基準に準拠し、上に述べたとおり審査した限りにおいて、法令の規定 に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、 適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

健全化判断比率の状況

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

当年度決算に基づく各比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区 分	元 年度	30 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率		_	11.25	20.00
連結実質赤字比率		_	16.25	30.00
実質公債費比率	7.5	7.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	123.7	120.4	400.0	

実質赤字比率は、実質赤字を生じなかったため算出されなかった。 連結実質赤字比率は、連結実質赤字を生じなかったため算出されなかった。 実質公債費比率は7.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。 将来負担比率は123.7%で、早期健全化基準の400.0%を下回った。

【参考1】健全化判断比率の概要

● 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模*1に対する比率

<算定式>

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

実質赤字額 = 繰上充用額*2+(支払繰延額+事業繰越額)

= 歳入総額-歳出総額-翌年度に繰り越すべき財源*3

● 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

<算定式>

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額標準財政規模

連結実質赤字額 = (実質赤字合計額*4+資金不足額合計額*6)

- (実質黒字合計額*6+資金剰余額合計額*7)

● 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

<算定式>

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

実質公債費比率 (3か年平均) -(特定財源*8+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額*9算入額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

● 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

<算定式>

将来負担額-充当可能財源等

将来負担比率 =

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

充当可能財源等 = 充当可能基金額*10+特定歳入見込額*11

+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

【参考2】健全化判断比率の算定における対象会計等

		_	般	会 :	+	$\overline{\Lambda}$	$\overline{\wedge}$	$\overline{\wedge}$	
			母子父子寡婦福祉資	f金貸付事業特別:	会計			安	
	— 般		公害健康被害補	償事業特別会	計	実質		実質公	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	一般会計等に属	勤労者福祉共	斉事業特別会	計	赤字		債費	
等	È	する特別会計	墓地整備事	業 特 別 会	計	比率		比率	
			公共用地先行取行	得等事業特別会	計				
			公 債 管 理	特 別 会	計	\bigvee		N_{\perp}	ΙЦ
么	,,	一般会計等以外	競 輪 事 業	特 別 会	計		連	準元	
営事	1	の特別会計のうち公営企業に係	国民健康保険	事業特別会	計		結実質	利償	
亲 会 計	素 る特別会計以外		後期高齢者医療	寮事業特別会	計		赤	還金	将土
	r		介 護 保 険 事	業特別会	計	_	字 比 率	が対	来 負 —
			病 院 事	業 会	計		半	象会	担比率
		bb 十八	下 水 道	事 業 会	計			計	7
	公	地方公営企業法 適用企業	水 道 事	業 会	計	資金			
	営企業		工業用水道	道 事 業 会	計	一年一年			
	未会計		自 動 車 運 i	送 事 業 会	計	比率			
		地方公営企業法	卸 売 市 場 事	業 特 別 会	計	7			
		非適用企業	港湾整備事	業特別会	計				
Ш			生田緑地ゴルフ	場事業特別会	計	<u>V</u>	<u> </u>		ΙЦ
		部	事務	組	<u>}</u>			\bigvee	ΙЦ
土		地	開 発		±.				ĮД
損	Į	失	補償	団	本				\bigvee

*1 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。臨時財政対策債発行可能額を含む。

*2 繰上充用額

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

繰上充用額 = $I - \{(u+v+z) - x\}$

イ:歳入歳出差引額

口:継続費逓次繰越額

ハ:繰越明許費繰越額

二:事故繰越繰越額

ホ:口からニまで、支払繰延額及び事業繰越額に係る未収入特定財源

*3 翌年度に繰り越すべき財源

事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したもの。繰越額から未収入特定財源を 除いたものと等しい。

*4 実質赤字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額

*5 資金不足額合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

*6 実質黒字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額

*7 資金剰余額合計額

公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

*8 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ 想定されていたものを指す。

*9 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額

*10 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額

*11 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、第1-1表のとおりである。

第 1-1 表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項目		金 額		増△減率
項 目	元 年度	30 年度	比較増△減	增益被举
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 446,150	△ 629,064	182,914	29.1
繰上充用額(a)	△ 543,838	△ 680,135	136,297	20.0
支払繰延額(b)	1		1	•••
事業繰越額(c)	97,688	51,071	46,617	91.3
標準財政規模(B)	374,180,277	368,483,160	5,697,117	1.5
$(A/B \times 100)$	△ 0.11	△ 0.17		
実質赤字比率	_	_		
早期健全化基準	11.	.25		
財政再生基準	20			

⁽注)実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

当年度の実質赤字比率は、4億4,615万円の実質黒字となったため算出されなかった。

標準財政規模は3,741億8,027万円で、標準財政規模に算入される標準税収入額等が増加したことにより前年度に比べ56億9,711万円増加している。

なお、一般会計等の会計別実質収支額は第1-2表のとおりである。

第 1-2 表 会計別実質収支額 (一般会計等)

(単位:千円)

会	計	名		歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一般		会	計	739,763,253	736,704,480	2,875,632	183,141
母子父子寡婦福	祉資金貸	付事業	特別会計	374,798	277,110	97,688	_
公害健康被害	手補 償 马	事業 特	別会計	210,676	64,880	_	145,796
勤労者福祉	共済事	業特	別 会 計	98,497	98,496	_	1
墓 地 整 備	事 業	特別	会 計	642,465	469,220	56,033	117,212
公共用地先行	取得等	事業特	別会 計	345,031	345,031	_	_
公 債 管	理特	別	会 計	225,280,947	225,280,947	_	_
	合 計						446,150

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、第2-1表のとおりである。

第 2-1 表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

		金 額		増△減率
項 目	元 年度	30 年度	比較増△減	1 增 △ 例 半
連結実質赤字額 ((a+b)-(c+d)=A)	△ 43,124,200	△ 39,194,881	△ 3,929,319	△ 10.0
実質赤字合計額(a)	_	_	_	•••
資金不足額合計額(b)	_		_	•••
実質黒字合計額(c)	1,568,880	1,373,080	195,800	14.3
資金剰余額合計額(d)	41,555,320	37,821,801	3,733,519	9.9
標準財政規模(B)	374,180,277	368,483,160	5,697,117	1.5
(A/B×100)	△ 11.52	△ 10.63		
連結実質赤字比率	_	1		
早期健全化基準	16			
財政再生基準	30			

⁽注)連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

当年度の連結実質赤字比率は、431 億 2,420 万円の連結実質黒字となったため 算出されなかった。

なお、一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計の会計別実質収支額は第2-2表、公営企業会計の会計別資金剰余額・不足額は第2-3表のとおりである。

第 2-2 表 会計別実質収支額 (一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計)

(単位:千円)

					(== 1 1 1 1
会 計 名		歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	等	966,715,667	963,240,164	3,029,353	446,150
競 輪 事 業 特 別	会 計	17,273,548	17,233,415	_	40,133
国民健康保険事業特	別会計	121,786,546	121,426,575	359,971	_
後期高齢者医療事業特	別会計	16,117,565	15,391,060	726,505	_
介護保険事業特別	川 会 計	94,703,947	93,621,350	_	1,082,597
合 計					1,568,880

第 2-3 表 会計別資金剰余額·不足額 (公営企業会計)

(地方公営企業法適用企業)

(単位:千円)

		小		計						41,503,337
自	動車	運	送	事	業会	計	2,068,908	_	2,053,076	15,832
工	業用	水	道	事	業会	計	9,823,437	_	938,185	8,885,252
水	道	事		業	会	計	25,467,440	_	7,501,107	17,966,333
下	水	道	事	業	会	計	23,397,008	_	10,076,696	13,320,312
病	院	事		業	会	計	6,058,185	_	4,742,577	1,315,608
	2	슾	計	ź	名		流動資産等*1 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等*2 (3)	資金剰余額 •△不足額 (1)-(2)-(3)

(地方公営企業法非適用企業)

会 計 名	歳入額等* ³ (1)	算入地方債 (2)	歳出額 (3)	資金剰余額 ・△不足額 (1)-(2)-(3)
卸売市場事業特別会計	1,532,087	_	1,532,087	_
港湾整備事業特別会計	9,411,869	_	9,410,762	1,107
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	490,821	_	439,945	50,876
小 計				51,983
合 計				41,555,320

^{*1} 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額

*2 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債、未払金等を控除した額

*3 歳入額等

歳入額から翌年度に繰り越すべき財源(未収入特定財源を除く。)を控除した額

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、第3-1表のとおりである。

第 3-1 表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

			· · ·	I
項目	元 年度	30 年度	29 年度	28 年度
地方債の元利償還金(A)	30,821,544	29,456,810	27,404,934	28,443,887
準元利償還金(B)	58,345,827	57,427,518	56,427,488	55,486,922
地方債償還に充当される 特定財源(C)	21,043,882	20,090,026	20,340,326	21,474,289
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D)	41,413,847	40,911,194	42,381,865	41,923,351
標準財政規模(E)	374,180,277	368,483,160	360,255,112	313,794,978
(A+B)-(C+D)	26,709,642	25,883,108	21,110,231	20,533,169
(E-D)	332,766,430	327,571,966	317,873,247	271,871,627
実質公債費比率(単年度) (((A+B)-(C+D))/(E-D)×100)	8.02654 7.90150 6.64108		7.55252	
元年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)	7.5			
30 年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)	7.3			
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準		35	5.0	

当年度の実質公債費比率(過去3か年平均値)は7.5%で、早期健全化基準である25.0%を17.5ポイント下回った。前年度に比べ0.2ポイント上昇している。なお、単年度の実質公債費比率をみると、当年度は8.02654%で、前年度に比

べ 0. 12504 ポイント上昇している。これは主に地方債の元利償還金が 308 億 2, 154 万円、準元利償還金が 583 億 4,582 万円で、前年度に比べそれぞれ 13 億 6,473 万円、9 億 1,830 万円増加したことによるものである。

地方債の元利償還金の内訳は第3-2表、準元利償還金の内訳は第3-3表のとおりである。

第 3-2 表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

				(+12:11)
項目	元 年度	30 年度	29 年度	28 年度
一般会計等に係る公債費(a)	128,708,544	108,126,305	83,402,575	100,157,647
繰上償還額及び借換債を財源と して償還した額(b)	2,985,694	6,337,045	4,776,915	5,203,659
満期一括償還地方債の元金に係 る分(c)	99,797,000	74,103,100	50,851,833	65,895,421
利子支払金のうち減債基金の運 用利子を財源とするもの(d)	1,000,000	1,300,000	1,200,000	1,400,000
減債基金積立不足を考慮して算 定した額(e)	5,895,694	3,070,650	831,107	785,320
地方債の元利償還金 (a−b−c−d+e=A)	30,821,544	29,456,810	27,404,934	28,443,887

第 3-3 表 準元利償還金

(単位:千円)

項目	元 年度	30 年度	29 年度	28 年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額)	43,723,573	43,035,428	42,112,349	40,690,049
公営企業債の償還の財源に充て たと認められる一般会計等からの 繰入金	12,782,688	12,613,104	13,191,625	13,621,589
一部事務組合等の起こした地方 債に充てたと認められる補助金又 は負担金	_	_	_	_
債務負担行為に基づく支出のう ち公債費に準ずるもの	1,839,566	1,778,986	1,123,514	1,175,284
一時借入金利子(繰替運用を除 く。)		_	_	_
準元利償還金合計(B)	58,345,827	57,427,518	56,427,488	55,486,922

4 将来負担比率

将来負担比率は、第4-1表のとおりである。

第 4-1 表 将来負担比率

(単位:千円、%)

	金額			此人法太
供	元 年度	30 年度	比較増△減	増△減率
将来負担額(A)	1,296,071,121	1,319,071,883	△ 23,000,762	△ 1.7
充当可能財源等(B)	884,125,411	924,563,705	△ 40,438,294	△ 4.4
標準財政規模(C)	374,180,277	368,483,160	5,697,117	1.5
元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算 入額(D)	41,413,847	40,911,194	502,653	1.2
(A-B)	411,945,710	394,508,178	17,437,532	4.4
(C-D)	332,766,430	327,571,966	5,194,464	1.6
将来負担比率 ((A-B)/(C-D)×100)	123.7	120.4		
早期健全化基準	400	0.0		

当年度の将来負担比率は 123.7%で、早期健全化基準である 400.0%を 276.3 ポイント下回っており、前年度に比べ 3.3 ポイント上昇している。これは主に標準財政規模が 3,741 億 8,027 万円で、前年度に比べ 56 億 9,711 万円増加したものの、充当可能財源等が 8,841 億 2,541 万円で、前年度に比べ 404 億 3,829 万円減少したことなどによるものである。

将来負担額の内訳は第4-2表、充当可能財源等の内訳は第4-3表のとおりである。

第 4-2 表 将来負担額

(単位:千円、%)

	金 額			₩ ^ æ ☆
項 目 	元 年度	30 年度	比較増△減	増△減率
一般会計等地方債現在高	1,028,266,176	1,049,364,435	△ 21,098,259	△ 2.0
債務負担行為に基づく支出 予定額*1	23,683,299	26,270,459	△ 2,587,160	△ 9.8
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てるた めの一般会計等からの繰入 見込額	142,593,480	141,684,113	909,367	0.6
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額*2		_	_	
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	101,460,997	101,659,870	△ 198,873	△ 0.2
設立法人の負債の額に係る 一般会計等負担見込額* ³		_	_	
受益権を有する信託に係る一 般会計等負担見込額*4	_	_	_	
設立法人以外の者のために 負担している債務の額等に係 る一般会計等負担見込額*5	67,169	93,006	△ 25,837	△ 27.8
連結実質赤字額		_	_	•••
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額*6	_	_	_	
将来負担額合計(A)	1,296,071,121	1,319,071,883	△ 23,000,762	Δ 1.7

第 4-3 表 充当可能財源等

		₩ v 滑卒		
項 目 	元 年度	30 年度	比較増△減	増△減率
充当可能基金額	221,715,791	238,845,917	△ 17,130,126	△ 7.2
特定歳入見込額	244,739,863	247,957,554	△ 3,217,691	△ 1.3
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	417,669,757	437,760,234	△ 20,090,477	△ 4.6
充当可能財源等合計(B)	884,125,411	924,563,705	Δ 40,438,294	Δ 4.4

*1 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費(地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費等)に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

*2 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額

- *3 設立法人の負債の額に係る一般会計等負担見込額
 - 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般 会計等の負担見込額
- *4 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が受益権を有する不動産の信託のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して当該 地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

*5 設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人以外の者のために債務を負担している場合の当該債務及び年度内 に償還すべきものとして貸付を行った貸付金(償還財源に借入を行ったものに限る)のうち、当該法人 等の財務経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

*6 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額

5 むすび

一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において実質赤字を生じた会計並びに公営企業会計において資金の不足額を生じた会計はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されなかった。

実質公債費比率は、当年度において地方債の元利償還金等が増加したことなどにより前年度に比べ上昇したが、引き続き早期健全化基準を下回っている。

将来負担比率は、充当可能財源等が減少したことなどにより前年度に比べ上昇 したが、引き続き早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率はともに早期健全化基準を下回っているものの、減債基金からの借入れがある状況及び扶助費の動向等を踏まえ、引き続き持続可能な行財政基盤の構築に取り組まれたい。

令和元年度川崎市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく資金不足比率 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年6月1日から同年8月5日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類と特別会計(卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。)及び公営企業会計に係る決算書類を照合するとともに、事業管理者等から説明を聴取するなどにより実施した。また、資金不足比率について年度間比較により推移を把握し分析した。

第4 審査の着眼点

- 1 資金不足額は適正に算定されているか。
- 2 事業規模は適正に算定されているか。

第5 審査の結果

川崎市監査基準に準拠し、上に述べたとおり審査した限りにおいて、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、 適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

資金不足比率の状況

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、 経営健全化計画を定めなければならない。

各会計における当年度決算に基づく資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

会 計 名	元 年度	30 年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計		_	
下 水 道 事 業 会 計		_	
水 道 事 業 会 計		_	
工業用水道事業会計		_	20.0
自動車運送事業会計		_	20.0
卸売市場事業特別会計		_	
港湾整備事業特別会計	_	_	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	_	_	

公営企業において資金の不足額を生じた会計はなく、資金不足比率は算出されなかった。

【参考】資金不足比率の概要

● 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

<算定式>

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

(地方公営企業法適用企業)

資金の不足額 = (流動負債等*1+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした

算入地方債の現在高ー流動資産等*2) ー解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額-受託工事収益の額

(地方公営企業法非適用企業)

資金の不足額 = (歳出額+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした

算入地方債の現在高ー歳入額等*3) ー解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

*1 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債、未払金等を控除した額

*2 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額

*3 歳入額等

歳入額から翌年度に繰り越すべき財源(未収入特定財源を除く。)を控除した額

1 地方公営企業法適用企業

(1)病院事業会計

当年度の資金不足比率は、13億1,560万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分		金額		
<u></u>	元 年度	30 年度	比較増△減	増△減率
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 1,315,608	△ 1,871,960	556,352	29.7
流動負債等(a)	4,742,577	4,933,804	△ 191,227	△ 3.9
算入地方債現在高(b)	_	_	_	•••
流動資産等(c)	6,058,185	6,805,764	△ 747,579	△ 11.0
解消可能資金不足額(d)		_	_	•••
事業規模(B)	36,499,132	36,100,897	398,235	1.1
$(A/B \times 100)$	△ 3.6	△ 5.1		
資金不足比率	_	_		
経営健全化基準	20.0			

⁽注)資金剰余である場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

(2)下水道事業会計

当年度の資金不足比率は、133億2,031万円の資金剰余となったため算出されなかった。

区 分		金額		
<u></u>	元 年度	30 年度	比較増△減	増△減率
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 13,320,312	△ 11,340,449	△ 1,979,863	△ 17.5
流動負債等(a)	10,076,696	14,325,976	△ 4,249,280	△ 29.7
算入地方債現在高(b)	_	_	_	
流動資産等(c)	23,397,008	25,666,425	△ 2,269,417	△ 8.8
解消可能資金不足額(d)	_	_	_	
事業規模(B)	32,762,801	33,294,500	△ 531,699	△ 1.6
(A/B×100)	△ 40.6	△ 34.0		
資金不足比率	_	_		
経営健全化基準	20	0.0		

(3) 水道事業会計

当年度の資金不足比率は、179億6,633万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分		金額		増△減率
区 分	元 年度	30 年度	比較増△減	1 增 Δ 侧 平
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 17,966,333	△ 14,264,722	△ 3,701,611	\triangle 25.9
流動負債等(a)	7,501,107	7,043,523	457,584	6.5
算入地方債現在高(b)	_	_	_	•••
流動資産等(c)	25,467,440	21,308,245	4,159,195	19.5
解消可能資金不足額(d)	_	_	_	
事業規模(B)	28,737,631	28,781,232	△ 43,601	△ 0.2
$(A/B \times 100)$	△ 62.5	△ 49.5		
資金不足比率	ı	_		
経営健全化基準	20	0.0		

(4)工業用水道事業会計

当年度の資金不足比率は、88億8,525万円の資金剰余となったため算出されなかった。

区 分		金額		増△減率
	元 年度	30 年度	比較増△減	1 百 公 颁 辛
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 8,885,252	△ 8,380,583	△ 504,669	△ 6.0
流動負債等(a)	938,185	801,854	136,331	17.0
算入地方債現在高(b)		_	_	•••
流動資産等(c)	9,823,437	9,182,437	641,000	7.0
解消可能資金不足額(d)	_	_	_	•••
事業規模(B)	6,991,906	7,025,405	△ 33,499	△ 0.5
$(A/B \times 100)$	△ 127.0	△ 119.2		
資金不足比率	1	-		
経営健全化基準	20	20.0		

(5) 自動車運送事業会計

当年度の資金不足比率は、1,583万円の資金剰余となったため算出されなかった。

区 分	金額			₩ V % ☆
	元 年度	30 年度	比較増△減	増△減率
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 15,832	△ 47,276	31,444	66.5
流動負債等(a)	2,053,076	1,858,592	194,484	10.5
算入地方債現在高(b)		1		•••
流動資産等(c)	2,068,908	1,905,868	163,040	8.6
解消可能資金不足額(d)		1		•••
事業規模(B)	7,925,636	8,224,347	△ 298,711	△ 3.6
(A/B×100)	△ 0.1	\triangle 0.5		
資金不足比率	1	1		
経営健全化基準	20.0			

2 地方公営企業法非適用企業

(1) 卸売市場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金の不足額を生じなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

事業規模(B)	917,819	907,500	10,319	1.1
	1,532,087 —	1,623,275	△ 91,188 —	△ 5.6
算入地方債現在高(b)	_	_	_	
歳出額(a)	1,532,087	1,623,275	△ 91,188	\triangle 5.6
資金不足額(a+b-c-d=A)			_	•••
区 分	元 年度	30 年度	比較増△減	増△減率
区 分	金 額			増入減率

(2)港湾整備事業特別会計

当年度の資金不足比率は、110万円の資金剰余となったため算出されなかった。

区分	金額			増△減率
	元 年度	30 年度	比較増△減	1 日 公 腴 平
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 1,107	△ 1,798,937	1,797,830	99.9
歳出額(a)	9,410,762	13,631,713	\triangle 4,220,951	△ 31.0
算入地方債現在高(b)	_	_		
歳入額等(c)	9,411,869	15,430,650	△ 6,018,781	△ 39.0
解消可能資金不足額(d)		_		•••
事業規模(B)	1,110,385	1,064,963	45,422	4.3
$(A/B \times 100)$	△ 0.0	△ 168.9		
資金不足比率	_	_		
経営健全化基準	20.0			

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、5,087万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区分	金 額			増△減率
	元 年度	30 年度	比較増△減	1 恒公伙平
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 50,876	△ 117,874	66,998	56.8
歳出額(a)	439,945	456,156	△ 16,211	\triangle 3.6
算入地方債現在高(b)	_	_	_	•••
歳入額等(c)	490,821	574,030	△ 83,209	△ 14.5
解消可能資金不足額(d)	1	_		•••
事業規模(B)	1,180,070	1,208,989	△ 28,919	△ 2.4
(A/B×100)	△ 4.3	△ 9.7		
資金不足比率	_	_		
経営健全化基準	20.0			

3 むすび

公営企業において資金の不足額を生じた会計はなく、資金不足比率は算出されなかった。 各会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努めるとともに、経営に係る計画 等を着実に推進し、安定した経営基盤の構築に取り組まれたい。